



山形県公報

平成29年5月26日(金)
第2847号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……566
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……567
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……568
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効……………(林業振興課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………569
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………570
- 資金管理団体の指定……………同
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………571

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(最上総合支庁建築課) ……575

正 誤

告 示

山形県告示第412号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社まごころ	デイサービスまごころ 東根市中央一丁目11番3号	通 所 介 護	平成29. 4. 13

山形県告示第413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社まごころ	居宅介護支援事業所まごころ中央 東根市中央一丁目11番3号	居 宅 介 護 支 援	平成29. 4. 13
株式会社暁	ひかり居宅介護支援事業所 寒河江市大字寒河江字塩水60番地の1	居 宅 介 護 支 援	同 4. 21
セントケア東北株式会社	セントケア訪問看護ステーション山形 山形市十日町三丁目6番43号	居 宅 介 護 支 援	同 4. 26

山形県告示第414号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社まごころ	デイサービスまごころ 東根市中央一丁目11番3号	介護予防通所介護	平成29. 4. 13

山形県告示第415号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人慈風会	なごみの里指定訪問介護事業所 山形市吉原三丁目10番8号	訪 問 介 護	平成29. 3. 31

株式会社創健コーポレーション	くつろ木吉の原通所介護事業所 山形市若宮四丁目1番1号	通 所 介 護	同	4.30
----------------	--------------------------------	---------	---	------

山形県告示第416号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社渋谷別館	クオリティケアマネジメント渋谷 東根市温泉町二丁目2番20号	居 宅 介 護 支 援	平成29. 4.30
株式会社出羽のさとあなの	指定居宅介護支援事業所 出羽のさとあ なの 山形市三日町二丁目1番41号	居 宅 介 護 支 援	同

山形県告示第417号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社やすらぎ福祉センター	南小畑デイサービスセンター 天童市南小畑四丁目9番18号	介 護 予 防 通 所 介 護	平成28. 10. 31
社会福祉法人慈風会	なごみの里指定訪問介護事業所 山形市吉原三丁目10番8号	介 護 予 防 通 所 介 護	平成29. 3. 31

山形県告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社ameharu 東根市若木小路6号	あめ・はる 東村山郡中山町大字長崎 3061番地1	就労継続支援（B型）	20名	平成29. 5. 1

山形県告示第419号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
株式会社すまいるはーと 東置賜郡高畠町大字馬頭1305番 地	放課後等デイサービスまかまか 東置賜郡川西町大字高山1260番地 1	放課後等デイサー ビス	平成29. 5. 18

山形県告示第420号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、天童市、東根市、最上郡金山町、同郡真室川町及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施する期間
平成29年 7月 3日から平成30年 2月28日まで
- 3 作業の種類
基本測量（基本重力測量）

山形県告示第421号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。

平成29年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所		失効 年月日
			種 穂		苗 木				
	住 所	氏 名	採 取	精 選	幼苗 の 育成	幼苗以外 の 苗木育成	名 称	所在地	
244	鶴岡市梳 代字西野 77番地	丸山 金太郎			○	○	丸山苗圃	鶴岡市梳 代字西野	平成29年 4月 3日

山形県告示第422号

次の開発行為は、完了した。

平成29年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成28年11月 1日 指令置総建第51号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡川西町大字中小松字田仲2503番 1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
新潟県新潟市西区小針西二丁目 7番32号 株式会社ひらせいホームセンター

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年5月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

1 政党の支部のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
民進党山形県第1区総支部	荒 井 寛	荒 井 敬次郎	山形市成沢西一丁目9番5号	衆議院議員	平成 29. 1. 27

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
安藤浩夫を励ます会	安 藤 浩 夫	安 藤 智 之	酒田市寺田字道ノ上45	平成 29. 3. 22
加藤かつのぶを支援する会	本 間 邦 夫	本 間 恵 巳	東田川郡庄内町肝煎字下前田2	同 4. 4
くろい浩之後援会	黒 井 浩 之	丸 山 隆 逸	鶴岡市藤島字西川原38番地	同 4. 27

山形県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成29年5月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
民進党山形県第3区総支部	近 藤 洋 介	代表者の氏名	近 藤 洋 介	吉 田 大 成	平成 29. 4. 10
		会計責任者の氏名	吉 田 大 成	鈴 木 光 祐	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
河村ゆたか後援会	河 村 豊	主たる事務所の所在地	東根市大字野田168番地1	東根市大字野田495番地14	平成 28. 10. 1

佐藤文一後援会	渡部良治	代表者の氏名	渡 部 良 治	佐 藤 善 佐	同 29. 1. 13
		会計責任者の氏名	難 波 祐 輔	上 野 清 信	
本間しんいち後援会	本間久喜	代表者の氏名	本 間 久 喜	本 間 昭 一	同 3. 31

山形県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年 5月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
竹田千恵子後援会	竹 田 京 二	平成29. 2. 10

山形県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成29年 5月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
佐 藤 栄 子	真室川町議会議員	佐藤栄子後援会	最上郡真室川町大字川の内 2537番地	平成29. 2. 23
黒 井 浩 之	鶴岡市議会議員	くろい浩之後援会	鶴岡市藤島字西川原38番地	同 4. 27

山形県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成29年 5月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
河 村 豊	河村ゆたか後援会	主たる事務所の所在地	東根市大字野田168番地1	東根市大字野田495番地14	平成 28. 10. 1

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月26日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表第1山形市市長部局の項中「部長」を「部長、保健医療監、都市政策調整監」に、「秘書課」を「秘書課、総務課」に、「及び管財課」を「及び財政課」に改め、同表鶴岡市議会事務局の項中「事務局次長」を「主幹」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中「次長」を削り、「建設事務室長」を「（課付主幹を除く。）」に改め、同表鶴岡市監査委員事務局の項及び同表鶴岡市農業委員会事務局の項中「事務局長」を

「参事、事務局長」に改め、同表酒田市市長部局の項中「課長、」を「課長、市長公室長、」に、「秘書主査」を「秘書係長」に改め、同表新庄市市長部局の項中「課長」を「課長、参事」に改め、同表寒河江市市長部局の項中「秘書主査」を「秘書係長」に改め、同表長井市教育委員会事務局の項中

「課長」を「参事、課長」に改め、同表南陽市市長部局の項中「課長、」を「課長、主幹、」に改め、同表西川町町長部局の項中「保育主幹」を削り、同表朝日町町長部局の項中「主幹」を削り、同表舟形町教育委員会事務局の項中「次長」を

「課長」に改め、同表真室川町町長部局の項中「（課付課長を除く。）」を削り、同表戸沢村村長部局の項中「課長」を「課長（課付課長を除く。）」に改め、同表高島町教育委員会事務局の項中「主幹」を削る。

別表第2東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者部局の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表置賜広域病院組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営鈴川第二ア パート3号	山形市鈴川町三 丁目17-25	3K	44.4	1	一般用	12,000	13,900	15,900	17,900	19,800	19,800	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 4号	同 17-22	同	44.4	2	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,800	19,800		
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		
同 3号	同 2-46	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		
同 きたまちア パート1号	同 桜町三丁 目2-15	3DK	73.1	1	同	28,100	32,400	37,000	41,800	47,700	55,100		
同 あたごアパ ート	同 小白川町 五丁目27-15	3LDK	71.9	1	同	28,900	33,400	38,100	43,000	49,200	56,700		
同 東山住宅	同 大字十文 字6106	2DK	61.5	1	特定目的用 (身障者用)	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800		単身可
同 土屋倉アパ ート2号	同 山市美咲町二 丁目3	3DK	51.8	1	一般用	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900		
同 3号	同	同	53.7	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,700		
同 長岡アパ ート2号	同 天童市中里一丁 目2-2	同	75.9	1	同	27,700	31,900	36,500	41,200	47,100	54,300		
同 3号	同 2-3	同	70.6	1	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,300	51,100		
同 交り江アパ ート2号	同 交り江五 丁目10-2	同	62.8	1	同	17,200	19,900	22,800	25,700	29,300	33,900		
同 天童駅西ア パート2号	同 駅西二丁 目2-30	同	64.2	1	同	19,200	22,200	25,400	28,600	32,700	37,800		
同 3号	同 2-31	同	61.0	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,600	36,400		

同 天童駅南ア パー ト1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 天童南部ア パー ト1号	同 南町三丁 目18-1	3LDK	79.9	1	同	29,400	34,000	38,800	43,800	50,100	57,800	
同 2号	同 18-2	2LDK	70.1	1	同	25,800	29,800	34,100	38,400	43,900	50,700	
同 4号	同 18-4	3LDK	79.9	1	同	29,600	34,200	39,100	44,100	50,400	58,100	
同 近江アパー ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	3DK	64.2	2	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	单身可
同	同	同	62.6	1	同	18,600	21,500	24,600	27,800	31,700	36,600	
同 中原アパー ト2号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	
同 塩水アパー ト6号	同 大字寒 河江字塩水46- 1	2DK	57.0	1	同	19,200	22,200	25,300	28,600	32,700	37,700	单身可
同 谷地アパー ト1号	同 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	3DK	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田264- 3	同	59.3	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 楯岡アパー ト	同 村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	2	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同 大石田アパ ー ト	同 北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300	
同 尾花沢アパ ー ト	同 尾花沢市新町一 丁目9-36	同	64.2	1	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	单身可

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年6月2日から同月8日までの午前10時から午後6時まで
ただし、郵送の場合は、平成29年6月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成29年8月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					金数	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート2号棟	新庄市金沢1281 -4	3DK	63.5	1	一般用	15,700 円	18,200 円	20,800 円	23,500 円	26,800 円	30,900 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年6月1日から同月7日までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成29年6月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

- 5 入居の時期 平成29年7月中旬

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成27. 10. 13	第2688号	1271	下から 3	第32	32